

議 事 録

会議の名称	平成30年第13回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年12月25日(火) 午後2時から 午後3時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第73号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第74号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第75号議案 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第76号議案 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第77号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第78号議案 別段の面積について (7) 報告第52号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第53号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (9) 報告第54号 農地法第6条の規定による農地所有適確法人の報告について (10) 報告第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年第13回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第13回本庄市農業委員会総会議案 3 第13回総会事務局連絡事項
------	---

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から平成30年第13回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。本庄市では、2月から今の農業委員会の体制が発足しましたが、皆さまと一緒にいく道が見えてきたという感じです。この1年大変ありがとうございました。大変寒くなりましたが、風邪などをひかぬよう、良い年を迎えてください。</p> <p>本日もたくさんの案件がありますが、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。本日、間正委員及び黒沢委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中42名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は5番坂上委員及び7番茂木悟委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p>

	<p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案6件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第73号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第73号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第73号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件となります。その内訳は、売買による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾が報告します。12月22日に、武政推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、3ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計4人で行っていません。農業従事日数は、300日です。</p>

	<p>農機具はトラクター1台、耕運機1台、田植機2台を所有しております。申請地は米を作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p>
塩原委員	<p>6番塩原が報告します。12月22日に、戸塚推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、4ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計3人で行っていきます。農業従事日数は、1人が240日、2人が200日です。</p> <p>農機具はトラクター2台、耕運機1台を所有しております。申請地は養鶏用のとうもろこしの作付けをしたいということです。所有農地も申請地と隣接しており、周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。</p> <p>次に、74号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明</p>

	<p>願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第74号議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第74号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、6ページから33ページをご覧ください。今回の申請件数は、147件です。田182筆及び畑96筆の面積合計600、330㎡の利用権設定でございます。それらのうち、7ページの7番から33ページの147番までの141件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、浅見委員、鈴木広子委員、坂爪委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第74号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第74号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第74号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。浅見委員、鈴木広子委員、坂爪委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第75号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第75号議案を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>第75号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画につきましては、35ページから58ページまでをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が田179筆、畑81筆、面積合計で579,080㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり52名となっております。</p> <p>59ページから61ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、田17筆、畑7筆、面積合計で、42,661㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり3名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、浅見委員、鯨井委員、坂爪委員、鈴木広子委員、齊藤勇委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者</p>

	<p>として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第75号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第75号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第75号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。浅見委員、鯨井委員、坂爪委員、鈴木広子委員、齊藤勇委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第76号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第76号議案を説明いたしますので、62ページをご覧ください。</p> <p>第76号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、63ページから79ページまでをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田127筆、畑57筆、面積合計で、441,849㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております。それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>80ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、田1筆、面積合計で、1,282㎡でございます。設定する権利は、使用貸借権となっております。設定を受ける者は記載のとおり1名となっております。</p>

	<p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、坂爪委員及び齊藤勇委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者又は賃借権の設定を受けている者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第76号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第76号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第76号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。坂爪委員及び齊藤勇委員の復席をお願いします。</p> <p>（復席）</p> <p>次に、第77号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第77号議案を説明いたしますので、議案書81ページをご覧ください。</p> <p>第77号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、82ページをご覧ください。申請件数は6件で、すべて所有権移転でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号1を説明いたしますので、82ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、83ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>鈴木広子委員</p>	<p>10番鈴木が報告いたします。12月22日に笠原委員と現地確認と聞き取りを行いました。申請地は、83ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、住宅が建ち並ぶ中にあり、用途地域は都市計画法34条11号区域となっております。申請事由は自己用住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号2を説明いたしますので、82ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法34条11号区域となっております。地区担当は、鈴木委員でございます。</p> <p>申請地は、84ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替</p>

	<p>えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告いたします。12月22日に笠原委員と現地確認と聞き取りを行いました。申請地は、84ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇からやや南に入った場所となります。住宅や駐車場などが周辺にあり、用途地域は都市計画法34条11号区域となっております。申請事由は建売住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、82ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、85ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、坂本委員の報告をお願いいたします。</p>
坂本委員	<p>17番坂本よりご説明させていただきます。12月22日に倉林正推進委</p>

	<p>員と現地確認をしました。85ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は中山間地域であり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は太陽光発電施設用地です。近くにも、太陽光発電の施設がいくつかあり、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆さまの慎重審議をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4についてですが、整理番号5と申請人、権利区分及び転用目的が同一であり、申請地についても近い場所であることから、整理番号4及び5を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4及び整理番号5を一括で説明いたしますので、82ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。申請地は、児玉町児玉地内ですが、当該地区につきましては、行政区が長沖であることから、地区担当は田端会長でございます。</p> <p>申請地は、86ページをご覧ください。5-4及び5-5については、いずれも農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4及び5について、私から報告させていただきます。</p> <p>12月22日に倉林永次推進委員と現地確認をしました。86ページ、5-4、5-5の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇の〇〇を植えておりましたが、生産性が悪く、今回の申請に至りました。用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は太陽光発電施設用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆さまの慎重審議をよろしくお願いたします。</p>

	<p>整理番号4及び5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4及び5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、82ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場・駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、87ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪よりご説明させていただきます。12月22日に新井推進委員と現地確認をしました。87ページ、5-6の地図をご覧ください。用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は資材置場・駐車場用地です。隣接地の別の会社の駐車場となっております。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第78号議案「別段の面積について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>第78号議案を説明いたしますので、88ページをご覧ください。</p> <p>第78号議案 別段の面積について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施についてにより、毎年、別段の面積の設定の必要性を検討することとなっているため、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、次のとおりの決定を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の別段の面積については、設定しないものとし、本庄市の区域の全部において、同号に規定する50アールを権利移動の下限面積とする内容でございます。理由といたしましては、2015農林業センサス「経営耕地面積規模別農家数」において、50a未満の農地を耕作している農家数が、全農家数の15.2%であり、50a未満の農地耕作農家数は低い割合でございます。下限面積を50アール未満に下げるとともに、小規模農家を増加させ、担い手への利用集積等に支障をきたすとともに、農地の細分化を招くおそれがあるものでございます。また、農地法第30条第1項の規定に基づいて実施した平成30年度農地利用状況調査の結果、市内の遊休農地率は、2.58%であり、農地法施行規則第17条第2項に規定する相当程度でないものでございます。以上の2点を理由として、別段の面積を設定しないものとするものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第78号議案について、皆さまから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第78号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第78号議案については、原案のとおり別段の面積を設定しないことに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第52号を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第52号を説明いたしますので、議案書89ページをご覧ください。</p> <p>報告第52号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、90ページ及び91ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委</p>

	員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第53号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第53号を説明いたしますので、議案書92ページをご覧ください。 報告第53号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。 本日提出、会長。 届出内容については、93ページ及び94ページをご覧ください。専決処分件数は11件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第54号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第54号を説明いたしますので、議案書95ページをご覧ください。 報告第54号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。 報告書の提出件数は、2件で、その報告書が96ページから99ページのとおりとなっております。2件は、同法人からの昨年分の報告書と今期分の報告書となっております。 農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第55号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第55号を説明いたしますので、議案書100ページをご覧ください。 報告第55号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございま

	<p>す。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、59件です。その通知内容は、101ページから112ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

平成30年第13回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年12月25日(火)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時10分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席	○	北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席		秋平	奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席			清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席		本泉	間正 始	欠席
18	坂爪 裕	出席			倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	欠席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
環境産業課産業係主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇